

# 日本ハム株式会社株式取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第11条の規定に基づき、この規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

2 当会社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

### (請求または届出)

第3条 この規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第16条に定める場合は、この限りでない。

2 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。

3 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとして取扱うことができるものとする。

4 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。

5 当会社は、前項の定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

## 第2章 株主名簿への記録等

### (株主名簿への記録)

**第4条** 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記録を行う。

2 当社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。

3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記録を行う。

（株主名簿に使用する文字等）

**第5条** 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

（新株予約権原簿への記録等）

**第6条** 新株予約権原簿への記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

（株主等の住所および氏名または名称の届出）

**第7条** 株主等は、住所および氏名または名称を当社に届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（外国居住株主等の届出）

**第8条** 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受けるべき場所を定めて、これを届け出なければならない。

2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。

3 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（法人の代表者）

**第9条** 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（共有株式の代表者）

**第10条** 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（法定代理人）

**第11条** 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。

2 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。

ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

#### (その他の届出)

**第12条** 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

2 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

#### (新株予約権者の届出事項等)

**第13条** 当社の新株予約権原簿に記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

### 第3章 株主確認

#### (株主確認)

**第14条** 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他の株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

2 会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなし、証明資料等は要しない。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載をするものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

### 第4章 株主権行使の手続

#### (書面交付請求および異議申述)

**第15条** 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

#### (少数株主権等の行使方法)

**第16条** 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第154条第3項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、

外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

**(株主提案議案の株主総会参考書類)**

**第 17 条** 前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、会社法施行規則第 93 条第 1 項により当社が定める分量は以下のとおりとし、当社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに 400 字

**(株主提案議案の個数制限)**

**第 18 条** 株主が提案しようとする議案の数が 10 を超える場合、10 を超える数に相当する数の議案については、当社は株主総会に上程しないことができる。

2 10 を超える数に相当することとなる数の議案の決定方法は、以下の手順による。

(1) 株主が優先順位を定めている場合には、当該優先順位による。

(2) (1) の優先順位の定めがない場合には、原則として株主による記載の順序に従い、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて 10 を超える議案を株主総会に上程しないものとする。ただし、議案が秩序立って記載されていないなど、その順序を判断することが困難な場合には、当社にて任意に判断するものとする。

3 議案の個数の算定方法については、会社法その他法令に従うこととする。

**(買取請求の方法)**

**第 19 条** 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

**(買取価格の決定)**

**第 20 条** 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

**(買取代金の支払い)**

**第 21 条** 当社は、当社が別途定めた場合を除き、買取単価の決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

3 当社は買取代金の支払いに要した送金手数料等の実費を買取代金から差引いて支払うことができる。

4 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払による買

取代金の支払を請求することができる。

#### (買取株式の移転)

**第 22 条** 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振替えられるものとする。

#### (買増請求の方法)

**第 23 条** 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

#### (買増請求の制限)

**第 24 条** 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

#### (買増価格の決定)

**第 25 条** 単元未満株式の買増単価は、第 23 条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2 前項による買増単価に、買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

#### (買増請求の受付停止)

**第 26 条** 当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3 月 31 日
- (2) 9 月 30 日
- (3) その他の株主確定日

2 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

#### (買増株式の移転の時期)

**第 27 条** 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

### 第 5 章 手数料

#### (手数料)

**第 28 条** 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

### 附 則

**第 1 条** この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

**第 2 条** この規程の主管部署は、総務部とする。

第3条 この規程は、2022年9月1日から実施する。